

各位

上場会社名 株式会社 クリムゾン
代表取締役 姚 健
社 長
(JASDAQ コード 2776)
問合わせ先 専務取締役 児玉 俊明
(電話番号 03-5637-0505)

第三者割当による新株式発行 (デット・エクイティ・スワップ)

第2回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結

並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成23年12月9日開催の取締役会において、平成24年1月30日開催予定の当社臨時株主総会(平成23年12月10日付の基準日公告に基づき平成23年12月25日を議決権の基準日とするもの)における株主の皆様のご承認を条件として、下記のとおり第三者割当による新株式(以下「本株式」といいます。)及び第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本株式の発行を「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を以下「本件第三者割当」といいます。)並びにマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)との間で、コミットメント条項付き第三者割当契約(以下「本契約」といいます。)を締結することについて決議いたしました。なお、かかる取締役会において、本第三者割当増資に関する特別利害関係人である茂木眞一氏及び姚健氏は、本第三者割当増資の決議には参加しておりません。

また、本株式の発行に伴い、主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び第2回新株予約権の発行

1. 募集の概要

<本株式の概要>

- | | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行期日 | 平成24年1月31日 |
| (2) 発行新株式数 | 当社普通株式 15,100株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき金16,556円 |
| (4) 発行価額の総額 | 249,995,600円 |
| (5) 資本組入額 | 1株につき金8,278円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 124,997,800円 |
| (7) 募集又は割当方法
(割当予定先) | 第三者割当の方法による。
割当予定先及び割当株式数は次のとおりです。
茂木眞一 8,300株
勝時国際物流有限公司 6,800株 |

<本新株予約権の発行概要>

- | | |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行期日 | 平成24年1月31日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 60個 |
| (3) 発行価額 | 総額342,000円(新株予約権1個当たり金5,700円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 6,000株(新株予約権1個当たり100株) |
| (5) 資金調達の額 | 90,342,000円(差引手取概算額 86,142,000円)
(内訳) 新株予約権発行分 342,000円
新株予約権行使分 90,000,000円 |
| (6) 行使価額 | 1株当たり金15,000円
第三者割当の方法による。 |
| (7) 募集又は割当方法(割当予定先) | 割当予定先及び割当数は次のとおりです。
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 60個(6,000株) |

(注) 本新株予約権の特徴は以下の通りです。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。

② 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定以上を超過した場合(かかる場合を本欄において以下「条件成就」といい、6連続取引日以上連続した場合には連続している限り毎日条件成就するものとします。)、市場環境及び他の資金調達方法等を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数の範囲内で、当社が本新株予約権の行使を指示(本欄において以下「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、行使指示をした日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、行使指示をした日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数の範囲内で行われます。

また、行使指示をした日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、行使指示をした日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数の範囲内で行われます。従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することができません。

よって、当社が行使指示をすることができるのは、行使指示をする日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高が、行使指示をする日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合においては334株以上である必要があり、行使指示をした日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合においては250株以上である必要があることとなります。

なお、行使指示は、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる

当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の代表取締役会長である茂木眞一氏が締結した株式貸借契約（後記「6. 割当予定先の選定理由等（5）株式貸借に関する契約」をご参照下さい。）に基づき保有している当社普通株式の数を超えないように行われます。

また、行使指示は2連続取引日指示できず、行使指示の株数は上記株式貸借契約の範囲内（1,000株）としております。

③ 取得事由

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降、JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価格の150%を上回った場合、本新株予約権の新株予約権者に対し、取得する日の20営業日までに事前通知を行うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個につき5,700円で取得することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

2. 募集の目的及び理由

（1）当該資金調達の背景、目的及び理由

当社は、カジュアルウェアの企画、生産委託（海外及び国内メーカーに対し）を行い、卸売を中心に小売も含めた商品販売事業と、自社所有ブランド及び、海外ライセンスからブランドの使用許諾を取得し、サブライセンスをメーカーに供与または製造委託し、販売商品に対し、ロイヤリティ収入を収受するライセンス事業を営んでまいりました。

ここ近年においては、少子高齢化による消費減退＝マーケットの縮小や、米金融危機に端を発した世界的な経済不況の影響による景気の急後退、それに伴う生活防衛意識の高まりからの個人消費の減少など厳しい環境の中で推移してまいりました。また当社が参画いたしておりますカジュアル市場におきましても、卸売の得意先各社の自社プライベートブランドの強化や、アパレルメーカーのSPA業態（製造小売業）への参入進展が加速、拡大し競争は熾烈さをまして推移してまいりました。このような状況のもと、当社では事業の選択と集中による収益の改善に努め業績の回復を図ってまいりました。営業面においては、基幹事業を卸売事業とライセンス事業に絞りこみ、小売事業につきましては不採算ブランドの閉鎖及び店舗の閉鎖を実施し収益性の改善、効率化を重視した営業活動に努めてまいりました。一方、販売費及び一般管理費につきましても、店舗閉鎖に伴う地代家賃や人件費、その他諸経費の削減、また、本社機能の集約や物流倉庫の統合及び縮小による業務の効率化と経費削減などを実施してまいりました。

しかしながら、長期的な円高やデフレの影響などによる雇用不安、家計所得減少等による個人消費が低迷し、市場における低価格志向の強まりによる商品の販売単価が下落し、売上高が大幅に減少しました。また、主要生産基地であります中国の件費の上昇や原材料の高騰などにより商品原価が高まり、売上総利益の押し下げ要因ともなりました。このようにして生じた売上高及び売上総利益の大幅な減少を、販売費及び一般管理費の削減ではカバーをしきれず、結果、継続的な赤字が続いている状況にあります。このように、売上高の大幅な減少及び多額の損失を計上している状況から、第26期会計年度より、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

また、現在進行中の第28期連結会計年度（平成23年2月1日から平成24年1月31日）においても、日本国内の経済情勢や平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況での推移となりました。その結果、既に第2四半期連結会計期間まで2四半期連続で合計197,267千円の四半期純損失を計上し、平成23年7月31日現在の純資産額は16,197千円まで落ち込んだ後、平成23年12月9日付当社プレスリリース「平成24年1月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」において公表のとおり、第3四半期連結会計期間において143,276千円の債務超過に陥ってしまいました。現在の連結業績予想からしますと今期末（平成24年1月31日）においても債務超過は解消されずに債務超過額は約1億円程度になることが懸念されます。

このような厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と事業投資を積極的に進めて中長期的な成長戦略を策定し実現するためには、資本性の資金調達による財務基盤の強化を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であり、また、債務超過を解消し対外信用を回復させることが急務となっております。

今期末(平成24年1月31日)において債務超過である場合には、株式会社大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号(債務超過)に該当することとなるため、1年間の猶予期間はございますが、財務体質の改善が喫緊の課題となっており、資金調達の手段を平成23年2月頃から積極的に検討してまいりました。

まず、2期連続赤字等直近の経営成績・財務状況等から金融機関より新規の運転資金を調達することは困難であり、また借入を行ったとしても債務超過の危険性の回避には至りません。そのため、資金を直接調達する手法を検討することといたしました。そこで、資本性の資金調達の方法としては、公募増資や株主割当増資という手段もあるものの、当社グループの事業環境や資本市場の状況等を考慮すると必要な資金が確実に集まる可能性は極めて低いと考えられるため、平成23年7月頃より、これらの資金調達手法の採用は見送り、確実性が高くかつ迅速な資金調達方法である第三者割当増資を行うことが妥当であると判断しました。第三者割当増資の方法による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比して経営効率化と事業投資をスピーディーに実行するための一定規模の資金を迅速かつ確実に確保することができる方法であると考えております。

そのため、平成23年7月頃より、今後の当社グループの事業戦略をご理解いただき、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索して、幹事証券をはじめとする金融商品取引業者等から斡旋などによる複数の有力先を割当先候補として接触を重ねてまいりました。しかし、現状の事業環境下において、当社の求めるタイミングにおいて多額の資金を出資していただける割当候補先はなかなか見当たらず、前述のとおり、事業年度末においても債務超過が解消されない危険性が近づいてきました。

また、金融機関からの新規借入れも行えず、手元流動資金も十分とはいえない状況が続いており、平成23年の年末商戦に向けた商品を投入するための運転資金の確保が早急に必要状況となっていました。そのため平成23年11月及び12月に、当社の代表取締役社長であります姚健氏の出資会社である勝時国際物流有限公司から運転資金の不足を補うため、730,000USドルの貸付を行っていただきました。しかしながら、会社関係者からの借入により運転資金を賄うことには限界があり、また、借入では債務超過は解消できないことから、資本性の資金調達を行うことにより財務体質を改善すると共に減少した売上の増大を図るため、今後の仕入及び設備投資を行うための運転資金の確保が必須となっています。

このような状況下、まずは喫緊の課題である債務超過問題を早急に解消するため、金融機関からの借入が困難となっていたことにより、平成23年1月に当社代表取締役会長の茂木眞一氏から行っていた借入、平成21年4月、平成23年11月及び12月に行った勝時国際物流有限公司からの借入について、デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。)を実施することにより、合計249,995,600円の債務圧縮と自己資本の改善を図り、かつ将来における金利等の負担を軽減することが、確実性が高くかつ迅速な資本増強策であるため、本第三者割当増資を実施することを選択いたしました。

茂木眞一氏及び勝時国際物流有限公司に50%出資する姚健氏におかれては、いずれも当社の経営者として当社の財務状況を改善するべき切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な成長戦略を策定し実現するには、財務体質の強化を図りつつ成長基盤の早期構築を達成し、当社企業価値の増大へのコミットメントを行う意味において、勝時国際物流有限公司に残りの50%を出資する董事局主席の王鋼氏と共に、本第三者割当増資の引き受けを承諾していただきました。

また、当社は、本株式の発行と合わせて、本新株予約権の発行も決議しております。これは、DESにより財務状態の改善は図ることはできますが、DESでは資金の払込はなされないため、減少した売り上げの増大を図るための追加の運転資金が確保できませんので、この点を補完する方策として本新株予約権の行使による追加的な資本増強を行う機会を確保することが相当であると判断したために行うものです。なお、本新株予約権による払込金額の総額については、手取金の具体的な用途について後述するとおり、今後必要となる資金として、システムの構築費用として約10,000,000円、商品仕入資金として約76,142,000円を想定しているため、これらを確保する為に十分な金額となることを最優先に検討しました。

この点、当社の財務内容や新規の運転資金を確保して収益の増大を早期に実現する観点からすればより多額なものとするとも考えられますが、新株予約権という株価が行使価格を上回らなければ行使が進まない資金調達の実現の不確実性、これによる株式の希薄化のリスクにも鑑み、相当程度の規模にとどめるべきとの判断から、90,342,000円といたしました。かかる資金調達が実現できれば、当社の財務内容、収益状況も改善し、新規借入の実現など他の資金調達の選択肢も出てくるものと考えられ、必要かつ十分な金額であると考えております。加えて、前述のとおり他の資金調達手段の実現可能性が極めて低い状況においては、本新株予約権による資金調達によらなければ新規の資金調達が困難な状況であります。しかしながら、本新株予約権によっても、本新株予約権の行使期間とした払込期日より平成26年1月30日までの2年間において、現在当社が想定しているそれまでの期間の資金需要を賄えるものとなっています。さらに、当社より一定の行使指示が行えるものとされていますが、それ以外に行使を制限する条件等はありませんので、株価動向によっては十分新規資金調達という当社の目的は達成しうるものと考えられます。

当社は、平成21年頃から勝時国際物流有限公司より運転資金を借り入れるなどしていたため、各種の資金調達について随時検討しておりましたところ、平成22年9月頃に、今回の新株予約権の設計を担当した株式会社ブルータス・コンサルティングから、当社専務取締役であります児玉俊明氏が、本新株予約権の割当予定先でありますマイルストーン社をご紹介頂き、代表取締役である浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの実例についてご説明いただきました。しかしながら、その際には第三者割当増資等の具体的な検討には進展はせず、その後も児玉俊明氏が窓口となり、浦谷元彦氏と2～3回程面会し、情報交換などによるコミュニケーションを図りながら情報の共有をおこなってまいりました。その後も当社といたしましてはいくつかの資金調達に関する案件についての検討は続け、前述のとおり平成23年7月頃からは第三者割当増資の手法を具体的に検討してまいりました。この間、国内の同業アパレル企業や、中国を中心とした繊維大手企業等との資本提携の話などがございましたが、残念ながら双方の条件が合わず、提携には至りませんでした。今般、本第三者割当増資を実施することといたしました。これにより財務状態の改善は図れ、債務超過の危険性を回避できたとしても、追加の資本により運転資金を確保するという目的は達することができませんが、新株予約権によっても、行使が進められればこれが実現可能であることから、現状の当社が売上増大を図るための追加の運転資金を確保するための現実的かつ最適の資金調達手段であるものと考え、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを検討すべく、平成23年9月頃よりマイルストーン社と具体的な検討を開始することといたしました。その検討の結果、マイルストーン社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も有利な条件であり、当社が受けた具体的な複数のご提案の中で、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。また、割当予定先の選定にあたっては、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略について把握していること、これまでの同種案件における実績等を条件として検討を進めた結果、本新株予約権のスキームをご提案いただいたマイルストーン社が最良の割当予定先であるとの結論に至りました。

今回の資金調達により、本株式の議決権の個数15,100個(株式数は15,100株)及び本新株予約権の目的である議決権の個数6,000個(株式数は6,000株)を合わせた議決権個数は21,100個(株式数は21,100株)となり、当社の総議決権数24,133個(平成23年7月31日現在)に占める割合が87.43%となることから、本件第三者割当は相応の株式価値の希薄化につながることであり、加えて株価が低迷するリスクも考えられます。しかしながら、本第三者割当増資により、自己資本の充実により債務超過の危険性を回避することができます。また、本新株予約権の行使が進めば、今後の事業の安定成長および拡大にむけた仕入資金とシステム等の設備に投資できるなど、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行はいずれも収益性の改善による企業価値向上を図るためには必要な資金調達であり、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資するものとして判断しております。

当社は、以上の目的及び理由から、本件第三者割当による資金調達を実施することといたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

前述のとおり、厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、基幹事業であります卸売を中心に

商品仕入及び新システム構築等を行い経営効率化と事業投資を積極的に進めて中長期的な成長戦略を策定し実現するためには、資本性の資金調達による財務基盤の強化を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であり、また、債務超過を解消し対外信用を回復させることが急務となっております。

まず、金融機関より新規の運転資金を調達することは困難であり、また借入を行ったとしても債務超過の解消には至りません。資本性の資金調達の方法としては、公募増資や株主割当増資という手段もあるものの、当社グループの事業環境や資本市場の状況等を考慮すると必要な資金が確実に集まる可能性は極めて低いと考えられるため、平成23年7月頃より、これらの資金調達手法の採用は見送り、確実性が高くかつ迅速な資金調達方法である第三者割当増資を行うことが妥当であると判断しました。第三者割当増資の方法による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比して経営効率化と事業投資をスピーディーに実行するための一定規模の資金を迅速かつ確実に確保することができる方法であると考えております。

そのため、平成23年7月頃より、今後の当社グループの事業戦略をご理解いただき、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索して複数の有力先を割当先候補として接触を重ねてまいりました。しかし、割当候補先はなかなか見当たらず、前述のとおり、事業年度末において債務超過のままとなる危険性が近づいてきました。

このような状況下、まずは喫緊の課題である債務超過問題を早急に回避するため、平成23年1月に当社代表取締役会長の茂木眞一氏から行っていた借入、及び平成21年4月、平成23年11月及び12月に行った勝時国際物流有限公司からの借入について、DESを実施することにより、合計249,995,600円の債務圧縮と自己資本の改善を図り、かつ将来における金利等の負担を軽減することが、確実性が高くかつ迅速な資本増強策であるため、本第三者割当増資を実施することを選択いたしました。

また、DESにより財務状態の改善は図ることはできますが、DESでは資金の払込はなされないため、減少した売り上げの増大を図るための追加の運転資金が確保できませんので、この点を補完する方策として本新株予約権の行使による追加的な資本増強を行う機会を確保することが相当であると判断し、本新株予約権の発行を選択し、本第三者割当増資と併用する方針といたしました。

また、本件第三者割当の割当予定先については、当社の経営環境・事業方針等、及び本件第三者割当の資金調達目的について理解をいただいている先を選定しております。既存株主様におかれましては相応の希薄化が生じるものの、この決定による当該資金調達の達成により、当社グループの企業価値向上がなされ、既存株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めることになると判断しております。

(3) 当該資金調達に係るリスク

本件第三者割当の実施により、株式価値の希薄化、新たな主要株主の出現及び株価低迷による新株予約権の行使が進まないことに伴う資金調達の困難性などが、当社経営に係る新たなリスクとして生じるものと考えられます。

しかしながら、本件第三者割当は、経営効率化と事業投資を積極的に展開し、収益性の改善による企業価値向上を図り、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。

(4) 本新株予約権の特徴

本新株予約権のスキームは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、株価と出来高の制約の下、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、市場の公平性や既存株主の皆様への影響といった点から懸念が示されている価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、既存株主の皆様への株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

ります。発行当初から行使価額は15,000円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から6,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定以上を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といい、6連続取引日以上連続した場合には連続している限り毎日条件成就するものとします。）、市場環境及び他の資金調達方法を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数の範囲内で、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、行使指示をした日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、行使指示をした日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数の範囲内で行われます。

また、行使指示をした日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、行使指示をした日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数の範囲内で行われます。従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することができません。

よって、当社が行使指示をすることができるのは、行使指示をする日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高が、行使指示をする日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合においては334株以上である必要があり、行使指示をした日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合においては250株以上である必要となります。

なお、行使指示は、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の代表取締役会長である茂木眞一氏が締結した株式貸借契約（後記「6. 割当予定先の選定理由等（5）株式貸借に関する契約」をご参照下さい。）に基づき保有している当社普通株式の数を超えないように行われます。

また、行使指示は2連続取引日指示できず、行使指示の株数は上記株式貸借契約の範囲内（1,000株）としております。

③ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日（平成24年1月31日）から6ヶ月を経過した日（平成24年7月31日）以降、JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価格の150%を上回った場合、取得する日の20営業前日までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額（5,700円）で、本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項により、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達方法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新

株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡できません。また、本契約において、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記②記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が、譲受人にも承継される旨の条項が規定されております。さらに、より有利な他の割当予定先が確保された場合等に備え、本契約において、当社の判断により割当予定先に対して、割当予定先に割当てられる本新株予約権の半数を上限として、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	340,337,600円
内訳（株式発行による調達額）	249,995,600円
（新株予約権の発行による調達額）	342,000円
（新株予約権の行使による調達額）	90,000,000円
発行諸費用の概算額	6,400,000円
差引手取概算額	333,937,600円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登記費用、弁護士費用、割当予定先調査費用、価格算定費用、その他費用です。（新株式発行に係る費用が約2,200,000円、新株予約権に係る費用が約4,200,000円）

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

4. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

(1) 茂木眞一氏が当社に対して有する平成23年1月31日付金銭消費貸借契約及び平成23年12月8日付債務弁済契約に基づく以下の金銭債権の元本145,000,000円のうち137,414,800円

借入日：平成23年1月31日

借入金額：145,000,000円

返済期日：平成24年1月31日（上記債務弁済契約で変更したもの）

利率：2.003%

その他：元本の残債権7,585,200円の返済期日は平成24年4月30日（銀行休業日の場合翌銀行営業日）（上記債務弁済契約で変更したもの）となります。

(2) 勝時国際物流有限公司が当社に対して有する平成21年4月25日付金銭消費貸借契約、平成23年11月24日付金銭消費貸借契約及び平成23年12月8日付債務弁済契約に基づく以下の金銭債権の元本134,369,100円のうち112,580,800円

① 契約：平成21年4月25日付金銭消費貸借契約

借入日：平成21年4月25日

借入金額：77,670,000円（上記債務弁済契約により1,000,000USドルを円建に転換 転換時の為替相場1\$=77.67円）

返済期日：平成24年1月31日（上記債務弁済契約で変更したもの）

利率：2.8%

② 契約：平成23年11月24日付金銭消費貸借契約

借入日：平成23年11月24日、平成23年12月7日
借入金額：56,699,100円(上記債務弁済契約により合計730,000USドルを円建に転換 転換時の為替相場1\$=77.67円)
返済期日：平成24年1月31日(上記債務弁済契約で変更したもの)
利率：2.8%
その他：元本の残債権21,788,300円の返済期日は平成26年3月31日(銀行休業日の場合翌銀行営業日)(上記債務弁済契約で変更したもの)となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 本株式会社による調達資金の具体的な使途と支出予定時期は以下のとおりです。

本第三者割当増資は、当社債権者である割当予定先に当社向け債権を現物出資(D E S)していただくことにより行うものであるため、手取額はありません。

本第三者割当増資における現物出資の対象となる債権は、当社への平成21年4月25日、平成23年1月31日、平成23年11月24日、平成23年12月7日付で実行された合計279,369,100円の貸付金債権元本の内金249,995,600円です。

また、当社が借入した当該貸付金債権合計279,369,100円につきましては、そのうち、茂木眞一氏からの借入金145,000,000円につきましては、平成20年に海外からの商品仕入に対する決済資金及び人件費等の支払いのための運転資金として、金融機関2行からの借り入れを行なうに際し、茂木眞一氏に個人資産であります定期預金を担保として入れていただき、金融機関から150,000,000円の借り入れを行ないました。その後金融機関からの借入金残高減少のため、一旦、担保を解除し、平成23年1月に茂木眞一氏より145,000,000円の借り入れを行ない、金融機関へ借入金の返済をした際のものであります。勝時国際物流有限公司からの借入金につきましては、平成21年4月25日の100万USドルは平成21年5月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するLC(信用状)の決済資金として使用しました。また、平成23年11月24日の借入金であります33万USドルにつきましては、同日平成23年11月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するLC(信用状)の決済資金として約15万9千USドルと、TT(電信送金)の決済資金として約16万USドルに使用し、同12月分の仕入れに対するTT(電信送金)の決済資金に約1万1千USドル使用しました。平成23年12月7日の40万USドルの借入金につきましては、同日平成23年12月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するTT(電信送金)の決済資金として約2万5千USドルと、海外ライセンスから供与を受けております、ブランドの使用許諾に対するミニマムロイヤリティの支払資金として約37万5千USドル使用しました。

② 本新株予約権による調達資金86,142,000円の使途といたしましては、商品仕入資金及びシステム構築費用を予定いたしており、具体的な内容としましては以下のとおりとなります。なお、本新株予約権の割当予定先の保有目的は純投資であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行なわれません。また一方で、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しておりますので行使が促進されるものと考えております。しかしながら、株価が行使価額を上回らない状況が続き、十分な資金調達ができない可能性がございます。その場合には、事業計画の見直しを行なうとともに、新たな資金調達手段の検討を進めていく所存です。

具体的な用途	金額	支出予定時期
①商品仕入資金 展開3年目のカジュアルウェアブランド(注2)の売上拡大及び既存展開しておりますカジュアルウェアブランドでの主軸アイテム(Tシャツ及びスウェット素材)の販売強化計画に対する商品仕入資金。	76,142,000円	平成24年3月～平成26年1月
②システム構築費用 得意先との商品受発注や決済の情報を電子的にやり取りするためのデータ形式変更に伴うシステム構築費用。	10,000,000円	平成24年3月～平成24年12月

(注) 1. 新株予約権が行使された場合、支払時期までの資金管理につきましては、リスクの低い銀行預金等とし、安定的に管理を行う予定です。

2. 自社所有ブランド及び海外ライセンサーからの使用許諾を取得したブランドです。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資はDESであるため新規の資金は調達できません。しかし対象となる借入のうち、茂木眞一氏からの借入金145,000,000円につきましては、平成20年に海外からの商品仕入に対する決済資金及び人件費等の支払いのための運転資金として、金融機関2行からの借り入れを行なうに際し、茂木眞一氏に個人資産であります定期預金を担保として入れていただき、金融機関から150,000,000円の借り入れを行ないました。その後金融機関からの借入金残高減少のため、一旦、担保を解除し、平成23年1月に茂木眞一氏より145,000,000円の借り入れを行ない、金融機関へ借入金の返済をした際のものであります。勝時国際物流有限公司からの借入金につきましては、平成21年4月25日の100万USドルは平成21年5月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するLC(信用状)の決済資金として使用しました。また、平成23年11月24日の借入金であります33万USドルにつきましては、同日平成23年11月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するLC(信用状)の決済資金として約15万9千USドルと、TT(電信送金)の決済資金として約16万USドルに使用し、同12月分の仕入れに対するTT(電信送金)の決済資金に約1万1千USドル使用しました。平成23年12月7日の40万USドルの借入金につきましては、同日平成23年12月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するTT(電信送金)の決済資金として約2万5千USドルと、海外ライセンサーから供与を受けております、ブランドの使用許諾に対するミニマムロイヤルティの支払資金として約37万5千USドル使用しました。

これらの借入金は、当社グループの事業の保全に不可欠であったものであり、またDESが実行されることにより、自己資本の充実により債務超過の危険性が回避されますし支払利息の減少により資金余力を当社に生じさせることができます。また、本新株予約権の行使による手取金の用途につきましては、今後の事業の安定成長及び売上高の拡大に向け、基幹事業であります卸売の商品仕入資金と、システム構築費用を予定いたしております。まず、商品仕入資金につきましては、展開3年目を迎えますカジュアルウェアブランドの、市場における売上シェアの拡大に向け、展開型数や数量の増加を計画しており、また既存展開カジュアルウェアブランドでは、主軸アイテムでありますTシャツやトレーナー・パーカー等のスウェット素材の販売強化のために商品仕入の増加を計画しております。これらの商品仕入資金といたしまして約76,142,000円予定しております。もう一点は、経済産業省の「流通システム標準化事業」により、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会など業界団体が策定し、当社主力得意先であります総合量販店が導入を推進しております新システムに対応すべく、当社におきましてもシステム(流通BMS)構築費用として約10,000,000円を予定いたしております。このシステム構築の設備投資につきましては、商品の受発注や決済の情報などを電子的にやり取りするためのデータ形式の変更に対応し、また事務処理の手間の軽減や伝票の保管コストを削除することもできるなどの効果も期待できるものであります。加えて、本新株予約権の行使が進めば、当社の財務状態は更に改善され、当社グループが年間を通じて行う借換え等を含む金融機関各社からの新規資金調達の交渉を有利にすることができ、経営の安定化につながるものと考えております。

よって、本件第三者割当による資金調達によって、当社グループ事業の保全、財務基盤の安定化、企業価

値及び株主価値の向上に寄与すると見込まれるため、当該資金用途には合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引成立日（平成23年12月8日）のJASDAQ市場における当社普通株式の終値13,790円を参考として、発行価格を金16,556円（プレミアム率20.1%）といたしました。

取締役会決議日の前日終値を参考といたしましたのは、当社の直近の財務状況や業績見込、事業環境等が市場株価に客観的価値として反映されていると考えられることによります。又、発行価格につきましては、割当予定先と協議した上で総合的に判断した結果、参考株価に対して20.1%プレミアムを付した価額である16,556円と決定したものであります。

この発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引成立日の終値(13,790円)に対しては、20.1%のプレミアム、取締役会決議日の直前営業日である平成23年12月8日から遡る直近1か月平均株価(13,314円)に対しては、24.4%のプレミアム、3か月平均株価(15,064円)に対しては、9.9%のプレミアム、6か月平均株価(16,907円)に対しては、2.1%のディスカウントとなります。このように直近3か月まではプレミアムを付した金額であり、当社は当社の平成23年8月9日付プレスリリース「平成24年1月期業績予想(連結・個別)の修正に関するお知らせ」発表後に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断しており、当該プレスリリース以前の期間が相当程度包含されている6か月平均株価からはディスカウントされているとしても、当該株価は当社の適正な株式価値を反映していないものと考えらるべき合理的理由があるものと考えられ、しかもそのディスカウント率も低くとどまっています。そのうえ、直近の株価については3か月平均株価までプレミアムが付されていることから、「特に有利な金額」には当たらないと当社取締役会において判断いたしました。なお、本第三者割当増資はDESによるものであり、出資財産の価額は払込期日に弁済期が到来する当社への債権額面と同一とするものであり、会社法第207条第9項第5号に準拠し、会社法上価額調査を不要とされる価額であり、妥当性を有しているものと判断しております。

以上のことから本株式の発行価格は、割当予定先による当社への支援という側面よりプレミアムを付した適正かつ妥当な価額であり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」にも準拠していることから有利発行には該当せず、合理的な価額であると判断いたしました。もっとも、本第三者割当増資により新株が15,100株発行され、現在の当社発行済株式総数24,715株の61.10%（小数点以下第3位を四捨五入、以下同じ）（平成23年7月31日現在の総議決権数24,133個に対する比率は62.57%）となり、当社普通株式につき1株当りの持分割合の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社取締役会では本第三者割当増資によって、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益性の改善による企業価値向上を図ることにより、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様への株式価値向上に資するものと判断して、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。

また、本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社プルート・コンサルティング（東京都港区）が算定した本新株予約権の公正価値(1個当たり金5,700円)を参考に、当該公正価値と同額である1個当たり金5,700円といたしました。第三者機関による算定結果は、本新株予約権の行使価額(1株当たり金15,000円)、権利行使期間(2年間)、当社株式の市場売買高(約64株)及び株価(13,790円)、株価変動率(107.84%)、無リスク利率(0.130%)、配当利回り(0%)等の前提条件及び割当予定先の行動、すなわち、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日約13株(平

均売買高の 20%) 売却すること、かつ、本新株予約権の発行要項に定められた取得条項に定める条件、すなわち、割当日から 6 ヶ月を経過した日以降、JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の 150%を上回った場合、20 営業日前までに事前通知することにより、本新株予約権の割当予定先の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することを前提として算出しております。取得条件として「当社株価が行使価額の 150%を上回った場合」と設定いたしましたのは、当社の状況や当社株価推移等を勘案の上、市場からの評価が上昇したことにより、当社株価が本新株予約権の行使価額である 15,000 円の 150%の価格である 22,500 円以上となった場合には、他の新たな資金調達（新株式、新株予約権の発行等）が実施できる状態になると現時点において判断しているためであり、この条件設定は妥当であると考えております。この本新株予約権を取得できる条項を付加することにより、株式の希薄化を抑制しつつ、より機動的な資金調達が可能になると考えております。当社は、本新株予約権の発行価額の決定の参考とするために、当該第三者機関からの算定結果報告書を取得しており、上述の算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであると判断していることから、その結果、本新株予約権の発行価額も適正であると判断しております。

株式会社ブルータス・コンサルティングは、幹事証券会社の 1 社から推薦を受けた第三者機関です。当社は、以前から同社との面識があったこと及び新株予約権の第三者割当の評価実績があること等を鑑みて、信頼のおける算定機関だと判断し同社に算定を依頼しました。株式会社ブルータス・コンサルティングと当社は、一切の資本関係及び人的関係並びに取引関係を有しておりません。また、株式会社ブルータス・コンサルティングとマイルストーン社は、資本関係及び人的関係がないことを両社の登記簿謄本及びヒアリングにより確認するとともに、取引関係がないことを両社へのヒアリングにより確認しております。さらに、本新株予約権の発行におきましては、株式会社ブルータス・コンサルティングよりマイルストーン社の紹介を受けておりますが、当該紹介に係る報酬や本件の成功報酬はございません。そのため、株式会社ブルータス・コンサルティングは、第三者機関として、独立性を有していると判断しております。加えて、株式会社ブルータス・コンサルティングは、上場企業における第三者割当の新株予約権評価の実績が市場の約 4 割を占めていること、同様の発行スキームにおける評価実績があること等から、信頼がおける評価機関として、本新株予約権の評価を依頼いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の過去 1 年間の株価推移、希薄化の規模等を総合的に鑑み、割当予定先との協議の結果、金 15,000 円を行使価額といたしました。

この行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引成立日の終値(13,790 円)に対しては、8.8%のプレミアムで、取締役会決議日の直前営業日である平成 23 年 12 月 8 日から遡る直近 1 か月平均株価(13,314 円)に対しては、12.7%のプレミアム、3 か月平均株価(15,064 円)に対しては、0.4%のディスカウント、6 か月平均株価(16,907 円)に対しては、11.3%のディスカウントとなります。行使価額自体は、3 か月平均株価及び 6 か月平均株価に対してディスカウントとなっておりますが、当社の平成 23 年 8 月 9 日付プレスリリース「平成 24 年 1 月期業績予想（連結・個別）の修正に関するお知らせ」発表後に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断しており、そのため当該プレスリリース以前の期間を相当程度含む 6 か月平均株価に対するディスカウントがやや多くなっているとしても、当該株価は当社の適正な株式価値を反映していないものと考えらるべき合理的理由があるものと考えられます。また、3 か月平均株価に対するディスカウント率は低い水準にとどまっております。そのうえ、当社の株式価値をより適正に反映しているものと考えられる直前取引成立日の終値及び 1 か月平均株価に対してはプレミアムが付されております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当該資金調達により、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益性の改善により企業価値向上を図り、経営効率化と事業投資を積極的に進め、結果として中長期的な視点から株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様への株式価値向上に資するものと判断して、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役 3 名全員（内、社外監査役 3 名）から、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関

である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動率、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定方法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションにより公正価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式による議決権の個数 15,100 個(株式数は 15,100 株)は当社の総議決権数 24,133 個(平成 23 年 7 月 31 日現在)に占める割合が 62.57%となり、また、本新株予約権の目的である議決権の個数 6,000 個(株式数は 6,000 株)となり当社の総議決権数 24,133 個(平成 23 年 7 月 31 日現在)に占める割合が 24.86%となります。合わせて当社の総議決権数に占める割合が 87.43%となることから、本件第三者割当は相応の株式価値の希薄化につながることであり、加えて株価が低迷するリスクも考えられます。

しかしながら、当社取締役会では本件三者割当によって、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益性の改善による企業価値向上を図ることにより、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様が株式価値向上に資するものと判断して、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本株式及び本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、決議参加取締役全員の賛成により本件第三者割当につき決議いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

平成 23 年 12 月 9 日現在

<茂木眞一：本株式の数 8,300 株>

① 氏名	茂木眞一
② 住所	東京都墨田区
③ 上場会社と当該個人との関係	割当予定先は当社代表取締役会長であり、当社普通株式 8,873 株及び当社新株予約権 100 個(目的となる株式の数 100 株)を保有しています。また、当社は割当予定先より 145,000,000 円を借り入れております。加えて、当社の金融機関からの借入(平成 23 年 10 月 31 日現在の元本 387,372,224 円)について、割当予定先所有の不動産を担保提供していただいております。

<勝時国際物流有限公司：本株式の数 6,800 株>

① 名称	勝時国際物流有限公司
② 所在地	UNIT 3312 33/F SHUI ON CENTRE6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HK
③ 代表者の役職・氏名	董事局主席 王鋼
④ 事業内容	海外投資、中国内陸工場投資、輸出入貿易
⑤ 資本金	773 万香港ドル(1 香港ドルを、平成 23 年 12 月 8 日終値 9.99 円にて換算した金額は 7.7 百万円)
⑥ 設立年月日	2001 年 6 月
⑦ 発行済株式数	—
⑧ 決算期	12 月 31 日
⑨ 従業員数	2 人
⑩ 主要取引先	当社
⑪ 主要取引銀行	香港上海滙豐銀行
⑫ 大株主及び持株比率	王鋼(持株比率 50%) 姚健(持株比率 50%)

⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	割当予定先は当社普通株式 550 株所有しています。
人 的 関 係	当社持分適用関連会社である JIANGSU SHUNTIAN&DREAM ISLAND FASHION CO., LTD の董事 王鋼が 50%出資しています。 当社代表取締役社長 姚健が 50%出資しています。
取 引 関 係	当社は割当予定先より 134,369,100 円の借入れをしています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期
純 資 産	38,375 香港ドル	7,290,941 香港ドル	7,579,695 香港ドル
総 資 産	1,259,963 香港ドル	16,540,607 香港ドル	16,847,377 香港ドル
1 株当たり純資産(円)	—	—	—
売 上 高	0 香港ドル	0 香港ドル	0 香港ドル
営 業 利 益	0 香港ドル	0 香港ドル	0 香港ドル
経 常 利 益	△84,880 香港ドル	△467,434 香港ドル	288,754 香港ドル
当 期 純 利 益	△84,880 香港ドル	△467,434 香港ドル	288,754 香港ドル
1 株当たり当期純利益(円)	—	—	—
1 株当たり配当金(円)	—	—	—

<マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社：本新株予約権の数 60 個>

① 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
② 所 在 地	東京都港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
④ 事 業 内 容	投資業
⑤ 資 本 金	1,000 万円
⑥ 設 立 年 月 日	平成 21 年 2 月
⑦ 発 行 済 株 式 数	200 株
⑧ 決 算 期	1 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	2 名
⑩ 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	浦谷 元彦(持株比率 100%)
⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該事項はありません。
人 的 関 係	当該事項はありません。

取引関係	当該事項はありません。		
関連当事者への該当状況	当該事項はありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成21年1月期	平成22年1月期	平成23年1月期
純資産	—	△51	2
総資産	—	271	817
1株当たり純資産(円)	—	△258,390	10,568
売上高	—	768	2,532
営業利益	—	△32	386
経常利益	—	△32	386
当期純利益	—	△61	53
1株当たり当期純利益(円)	—	△308,390	268,959
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く)

※ なお、当社は、勝時国際物流有限公司及びマイルストーン社から、同社の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、割当予定先である茂木眞一氏から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社 JP リサーチ&コンサルティング(東京都港区)に調査を依頼し、割当予定先である勝時国際物流有限公司及びマイルストーン社、並びに両社の役員・主要株主、茂木眞一氏が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

茂木眞一氏は、当社の代表取締役会長であります。また、平成23年から、当社の運転資金の不足を補うため、貸付を行っていただくと共に、現在、当社の金融機関からの借入について、茂木眞一氏所有の不動産を担保提供していただいております。当社に資金面で多大な支援をしていただいております。また、勝時国際物流有限公司は、平成21年4月より当社の運転資金の不足を補うために当社に対する貸付を行っていただいておりますが、当社代表取締役社長である姚健氏が50%出資し、当社の持分法適用関連会社であるJIANGSU SHUNTIAN&DREAM ISLAND FASHION CO., LTDの董事である王鋼氏が残りの50%を出資している会社であります。代表取締役社長の姚健氏は、平成3年にCHINA TEXTILES IMP&EXP CORP入社、平成9年にBEIJING WAGON GARMENTS CO., LTDを設立し董事総経理に就任、弊社の商品生産を依頼してまいりました。また平成18年には弊社持分法適用関連会社でありますJIANGSU SHUNTIAN&DREAM ISLAND FASHION CO., LTDの董事総経理に就任し、平成20年に当社に入社しています。姚健氏は、中国国内での実績・経歴はもとより、日本のマーケット環境及びアパレルビジネスにも精通し、平成22年4月に当社代表取締役社長に就任しました。当社においては、代表取締役会長である茂木眞一氏と姚健氏の代表取締役2名体制とし、コーポレートガバナンスの牽制機能の強化・充実を図り、継続的な成長を目指してまいりました。このような立場である茂木眞一氏及び姚健氏におかれては、いずれも当社の経営者として当社の財務状況を改善するべき切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な成長戦略を策定し実現するには、財務体質の強化を図りつつ成長基盤の早期構築を達成し、当社企業価値の増大へのコミットメントを行う意味において、王鋼氏と共に本第三者割当増資の引き受けを承諾していただきまし

た。なお、本第三者割当増資はDESによるものであり、既に割当予定先からは借入を実行済みです。

また、当社は、本株式の発行と合わせて、本新株予約権の発行も決議しております。これは、DESにより財務状態の改善を図ることはできますが、DESでは資金の払込はなされないため、減少した売り上げの増大を図るための追加の運転資金が確保できませんので、この点を補完する方策として本新株予約権の行使による追加的な資本増強を行う機会を確保することが相当であると判断したために行うものです。

当社は、平成21年頃から勝時国際物流有限公司より運転資金を借り入れるなどしていたため、各種の資金調達について随時検討しておりましたところ、平成22年9月頃に、今回の新株予約権の設計を担当した株式会社ブルータス・コンサルティングから、当社専務取締役であります児玉俊明氏が、本新株予約権の割当予定先でありますマイルストーン社をご紹介頂き、代表取締役である浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの事例についてご説明いただきました。しかしながら、その際には第三者割当増資等の具体的な検討には進展はせず、その後も児玉俊明氏が窓口となり、浦谷元彦氏と2～3回程面会し、情報交換などによるコミュニケーションを図りながら情報の共有をおこなってまいりました。その後、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを検討すべく、平成23年9月頃よりマイルストーン社と具体的な検討を開始することといたしました。その検討の結果、マイルストーン社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、現在、当社が取り得る資金調達手段の中でも最も有利な条件であり、当社が受けた具体的な複数のご提案の中で、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。また、割当予定先の選定にあたっては、将来的に必要となる資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること、これまでの同種案件における実績等を条件として検討を進めた結果、本新株予約権のスキームをご提案いただいたマイルストーン社が最良の割当予定先であるとの結論に至りました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業数社で新株予約権の引き受けの実績があり、払込も確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降平成23年12月9日現在までの約2年10ヶ月で、当社を除く上場企業14社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受並びに新株予約権の行使で約28億円の払込を行っております。上記の新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、DESによる財務状態の改善を図り、企業価値向上に向けた施策を実施する中で市場にご評価いただくことで本新株予約権の行使が進むこととなるものと考えられ、将来的に必要となる資金確保を図るといふ本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

以上の理由により、茂木眞一氏及び勝時国際物流有限公司を本株式の割当先を選定し、マイルストーン社を本新株予約権の割当先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本株式の割当予定先である茂木眞一氏及び勝時国際物流有限公司からは、本第三者割当増資により取得した本株式は、中長期的に保有する方針であり、2年間は売却しない方針である旨を当社は口頭にて確認しております。なお、当社と割当予定先との間におきましては、割り当てられた本株式を、払込期日(平成24年1月31日)より2年間において譲渡した場合には、遅滞なく当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を締結する予定です。

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、原則として、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、適時適切に売却する予定であるとのことです。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資はDE Sによるものであり、金銭の払込みはありません。

当該DE Sによる本株式の発行において割当予定先が金銭以外に出資の目的とする財産の内容は、3.

(1) (注) 4. 記載のとおりです。

次に、当社は本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社より引受に係る払込を行うことが十分に可能である旨の表明及び保証をした書面を受領するとともに、銀行口座の残高証明書を取得しております。また、最近の財産状況の説明を聴取し、預金口座の通帳の写しを確認することにより、払込に要する財産の存在について確認しております。割当予定先のマイルストーン社は、同社が提出した大量保有報告書、発行会社の開示資料を確認したところ、過去上場企業14社の新株予約権を引き受けております。上記大量保有報告書によると、マイルストーン社が過去に引き受けた新株予約権は、発行会社の株価が行使価額を上回っている状況下においては、確実に権利行使がなされております。また、当該新株予約権の行使により取得した株式の保有方針は、すべて発行会社の企業価値向上を目指した純投資であり、市場動向を勘案しながら売却する方針であると同っております。すなわち、マイルストーン社におきましては、行使→株式売却→行使というオペレーションがなされているため、当社といたしましては、必ずしもマイルストーン社が保有するすべての新株予約権を一度に行使できるだけの資金を保有していることが必要であるとは考えておりません。従いまして、当社が確認したマイルストーン社の預金残高1億3,800万円、及び財産状況の説明等から本新株予約権の権利行使に係る資金を十分に保有していると判断しております。

以上より、当社はマイルストーン社が本新株予約権の発行に係る払込に要する金額を有しており、本新株予約権の権利行使に係る払込についても十分可能であると判断しております。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役会長である茂木眞一氏との間で、平成23年12月12日から平成26年1月30日までの期間において当社普通株式1,000株を借り受ける株式貸借契約（株式の消費貸借契約）を平成23年12月12日付で締結を予定しております。なお、株式貸借の対象となる株式数の1,000株は、株式貸借の当事者間において、当社普通株式の出来高、行使指示条項、つなぎ売りの期間等を総合的に判断して合意された株数であると同っております。なお、当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使の結果保有することとなる当社普通株式の数量の範囲内において、市場で売却すること（つなぎ売り）に限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、本件第三者割当に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成23年7月31日現在）		募集後（本株式発行後）	
茂木 眞一	35.90%	茂木 眞一	43.13%
ゴールドマンサックスインターナショナル （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	22.26%	勝時国際物流有限公司	18.46%
児玉 俊明	6.26%	ゴールドマンサックスインターナショナル （常任代理人 ゴールドマン・サックス証	13.82%

		券株式会社)	
ダイワボウノイ株式会社	2.43%	児玉 俊明	3.88%
勝時国際物流有限公司	2.23%	ダイワボウノイ株式会社	1.51%
株式会社ギャルソンヌ	1.46%	株式会社ギャルソンヌ	0.90%
岡三証券株式会社	1.40%	岡三証券株式会社	0.87%
クリムゾン従業員持株会	0.84%	クリムゾン従業員持株会	0.52%
廣瀬 恭子	0.68%	廣瀬 恭子	0.42%
大阪証券金融株式会社	0.63%	大阪証券金融株式会社	0.39%

募集後(本新株予約権の全部行使後)	
茂木 眞一	37.48%
勝時国際物流有限公司	16.04%
マイルストーン・キャピタル マネジメント株式会社	13.10%
ゴールドマンサックスインターナシヨ ナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	12.01%
児玉 俊明	3.37%
ダイワボウノイ株式会社	1.31%
株式会社ギャルソンヌ	0.79%
岡三証券株式会社	0.76%
クリムゾン従業員持株会	0.45%
廣瀬 恭子	0.36%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 割当後の大株主及び持株比率は、平成23年7月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 有価証券報告書に記載されております「大株主の状況」において「エイチエスビーシーブローキングセキュリティーズ(アジア)」の名義の550株は実質勝時国際物流有限公司の所有のため、上記において合算した株式数で表記いたしております。
4. 次の法人から平成19年10月17日付で変更報告書の提出があり、平成19年10月11日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けておりますが、平成23年7月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済み株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
タワー投資顧問株式会 社	東京都港区芝大門1-2-18 野依ビル2階	5,332	21.57

8. 今後の見通し

本件第三者割当は、本件臨時株主総会に付議され、承認を得ることを条件とするものです。本件第三者割当は当社の財政基盤を強化しつつ新たな成長基盤の早期構築の達成に寄与すると考えられますが、平成24年1月期の業績への具体的な影響額については現時点では未定です。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた

場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本件第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当いたしません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(単位：千円)

決 算 期	平成21年1月期	平成22年1月期	平成23年1月期
売上高	12,375,795	7,415,597	4,911,842
経常利益	4,327	△514,470	△296,539
当期純利益	71,631	△889,975	△329,070
1株当たり当期純利益（円）	2,968.20	△36,877.94	△13,635.72
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	65,778.90	21,163.96	8,732.40

(注) 1. 平成22年1月期は連結子会社がなくなったことにより連結財務諸表を作成していないため、個別財務諸表の内容です。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	24,715株	100.0%
現時点の行使価額における潜在株式数	230株	0.93%
下限値の行使価額における潜在株式数	-	-
上限値の行使価額における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成21年1月期	平成22年1月期	平成23年1月期
始 値	43,000 円	28,600 円	16,000 円
高 値	44,200 円	31,200 円	39,900 円
安 値	18,200 円	15,750 円	9,990 円
終 値	28,000 円	16,550 円	16,020 円

② 最近6か月間の状況

	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月
始 値	15,300 円	18,700 円	20,980 円	16,500 円	16,000 円	15,110 円
高 値	31,550 円	28,700 円	21,800 円	20,500 円	16,500 円	15,920 円
安 値	14,000 円	18,300 円	14,150 円	15,610 円	14,310 円	11,110 円
終 値	18,610 円	21,000 円	16,840 円	16,000 円	15,490 円	14,300 円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成23年12月8日現在
始 値	13,790 円
高 値	13,790 円
安 値	13,790 円
終 値	13,790 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

II. 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動年月日 (予定)

平成24年1月31日

2. 異動が生じる経緯

前述「I. 第三者割当による新株式及び第2回新株予約権の発行」に記載の第三者割当による新株式の発行に伴い、異動が見込まれるものです。

3. 異動した株主の概要

新たに主要株主及びその他の関係会社となる勝時国際物流有限公司については、「I. 6. (1) 割当予定先の概要」をご覧ください。

4. 当該株主の所有議決権数 (所有株式数) 及びその議決権の総数 (発行済株式総数) に対する割合
勝時国際物流有限公司

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成23年7月31日現在)	550個 (550株)	2.28%	-

異動後	7,350個 (7,350株)	18.73%	第2位
-----	--------------------	--------	-----

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 582株

5. 開示対象となる非上場の親会社又はその他の関係会社の変更の有無等

今回の異動により、勝時国際物流有限公司が当社のその他の関係会社に該当する予定です。

6. 今後の見通し

「I. 8. 今後の見通し」をご参照下さい。

(別紙1)

第三者割当による株式の発行要項

1. 発行新株式数	普通株式 15,100 株
2. 発行価額	1 株につき金 16,556 円
3. 発行価額の総額	249,995,600 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 124,997,800 円 増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 申込期日	平成 24 年 1 月 31 日
6. 払込期日	平成 24 年 1 月 31 日
7. 割当予定先及び株式数	第三者割当の方法により、以下に掲げる者との間で総数引受契約を締結しない場合は、本株式にかかる割当は行われないことになる。 茂木眞一 8,300 株 勝時国際物流有限公司 6,800 株
8. その他	発行価額の総額を金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による方法で割り当てる。

(別紙2)

株式会社クリムゾン第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社クリムゾン第2回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 342,000 円
3. 申込期日 平成 24 年 1 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 平成 24 年 1 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 6,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 60 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 5,700 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、15,000 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。)

をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必

要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成24年1月31日から平成26年1月30日（但し、平成26年1月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降、JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価格の150%を上回った場合、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社クリムゾン 管理本部 管理部

21. 払込取扱場所

株式会社 三菱東京UFJ銀行 押上支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を5,700円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおり

とし、行使価額は、15,000 円に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。